

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03247

研究課題名(和文) 著作権法における権利侵害判断の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive analysis of similarity in the copyright infringement judgment

研究代表者

横山 久芳 (Hisayoshi, Yokoyama)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：30313050

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、著作権侵害の成立要件である著作物の類似性について、外国法や著作権法の隣接領域である意匠法の議論を参照しつつ、検討を行った。本研究では、我が国の裁判実務が採用している全体観察に基づく類否判断の手法の理論的な正当化を試みるとともに、そのような判断手法がアメリカ法などにも共通して見られることや、意匠法における意匠の類否判断の手法とも符合するものであることを明らかにした。また、著作権侵害の判断では、類似性とともに権利制限が問題となるが、本研究では、両者の関係性についても検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

著作物の類似性は著作権侵害訴訟における最も重要な争点といえるが、著作物の類似性については、従来、必ずしも十分に理論的な分析が行われていなかった。本研究は、従来の裁判例・学説の整理・分析、比較法研究、他の隣接する知的財産法との比較研究を通して、著作物の類否判断の明確化を図り、著作権法の体系的理解に資する解釈論を提示している点において、学術的、社会的な意義を有する。

研究成果の概要(英文)：This research has examined similarity of works which is a prerequisite for copyright infringement, based on comparative law and discussion of design law, which is an adjacent area of copyright law.

This research has theoretically tried to justify the method of judging similarity based on the whole observation adopted by our judicial practice. It also has shown that such method can be seen in US law, and coincides with the method of judging similarity of designs in design law. In judging copyright infringement, copyright limitations also becomes an issue, as well as similarity and this study has clarified the relationship of similarity and copyright limitations.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権法 著作権 著作物 類似性

1. 研究開始当初の背景

著作権の保護対象は「思想又は感情の創作的表現」である(著作権法2条1項1号)。表現の創作性は、表現を構成する様々な要素に表れるため、著作権法は、著作者に翻案権(27条)及び二次的著作物の利用権(28条)を認め、著作権の効力を、既存の著作物と同一の表現を利用する行為のみならず、類似の表現を利用する行為にも及ぼしている。このように、著作物の「類似性」は、著作権の保護範囲を画する重要な概念であり、著作権侵害訴訟においては、類似性が争点となることが多いため、類似性の判断構造を明らかにすることは、理論的にも実務的にも重要な課題であるといえることができる。実際、著作物の類似性については、学説上活発に議論されており、2007年の著作権法学会のシンポジウムでは、「翻案」がシンポジウムのテーマとして取り上げられた(著作権研究34号2~122頁(2008年)参照)。

一般に、我が国の裁判例は、元の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できるか否かを類似性の判断基準としており(最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁〔江差追分事件〕参照)、直接感得性の有無を判断するに際しては、一定のまとまった表現を全体的に観察する手法を採用している(知財高判平成24年8月8日判時2165号42頁〔釣り☆スタ事件〕など参照)。このような裁判例の判断手法は講学上「全体比較論」と呼ばれているが、学説では、「全体比較」を行う理論的根拠が乏しく、また「本質的特徴の直接感得性」という基準の意義も明らかではないとしてしばしば批判されてきた。著作権法は、「思想又は感情の創作的表現」を保護するものであるから、両作品の表現の異同にかかわらず、被疑侵害作品に元の著作物の創作的な表現が利用されていれば、類似性を認めるべきであるというのである(田村善之『著作権法概説(第2版)』(有斐閣・2001年)58~63頁、駒田泰士「複製または翻案における全体比較論への疑問」齊藤博先生御退職記念論集『現代社会と著作権法』(弘文堂・2008年)317~321頁など参照)。また、これまでに類似性が争点となった裁判例は多数存在するが、類似性の判断枠組みの理論的分析が進んでいないために、裁判例が比較の対象をどう捉え、どのような観点から直接感得性の有無を判断しているのかが必ずしも明らかではなく、侵害判断の予測可能性が低いという指摘もなされていた(荒竹純一『新版ビジネス著作権法』(中央経済社・2014年)1頁など参照)。

研究代表者は、かつて、論文(横山久芳「翻案権侵害の判断構造」齊藤博先生御退職記念論集『現代社会と著作権法』(弘文堂・2008年)281~303頁、同「翻案権侵害の判断基準の検討 講演録」コピライト609号(2012年)2~32頁)において、現在の著作権法が類似の表現にまで著作権の効力を及ぼしているのは、「思想又は感情の表現」としての著作物の本質に由来するものではないかという問題意識に基づき、著作物の本質論から著作物の類似性の判断構造を分析するアプローチを提示し、その観点から、我が国の裁判例の判断枠組みの分析を行ったことがある。本研究は、これまでの研究を基礎として、これをさらに深化させることを目的としたものである。

2. 研究の目的

本研究は、主に以下の三点を目的としている。

第一に、著作物とは「思想又は感情の創作的表現」であるという著作物の本質論から、裁判例が採用する類似性の判断手法の理論的な意義を明らかにすることである。また、翻案(類似性)についてのリーディングケースとされる江差追分事件最高裁判決は、一般的な判断基準として上述した直接感得性基準を定立する一方で、両作品の共通部分に表現上の創作性が認められない場合には類似性を否定すべきと判示しているが、両者の関係をどう理解すべきかをめぐって学説上議論が生じている。そこで、本研究では、著作物の本質論に基づき、同最判の判示内容を分析することも試みている。

第二に、意匠法における意匠の類否判断の手法を参照しつつ、著作物の類似性の判断枠組みを再構成することである。意匠は「美的表現物」という点で著作物に近い性質を有しているため、客体の本質に着目して類否判断を行う本研究のアプローチによれば、著作物と意匠の類否判断には一定の共通性が認められるはずである。その意味で、意匠の類否判断を参照することは、著作物の類似性の判断構造を解明する上で有益であると思われる。

第三に、類似性と権利制限の関係を明らかにすることである。例えば、パロディについて固有の権利制限規定がない我が国では、被疑侵害作品の表現価値を考慮して類似性の解釈を行うべきであるという見解も主張されている(小泉直樹「表現の自由、パロディ、著作権」ジュリスト1395号(2010年)154頁など参照)。これは、類似性の解釈に権利制限を補完する機能を認めるべきことを示唆するものといえる。本研究では、こうした類似性解釈の妥当性を検討することを通じて、類似性と権利制限の意義と射程を考察することも試みている。

3. 研究の方法

本研究は、主として、書籍や論文等の文献調査、及び、研究会での他の研究者との意見交換により行った。本研究の過程で一定のまとまった成果が得られた場合には、その成果を論文や学会報告により公表した。また、著作物の類似性は、一般性の高いテーマであり、海外

でも豊富な議論の蓄積があるため、本研究では、外国法（ドイツ法、アメリカ法）の研究も並行して行うこととした。

4. 研究成果

本研究では、以下の研究成果を得ることができた。

(1) 従来の議論を整理すると、その主たる対立点は、元の著作物の創作的な表現要素の利用があれば、直ちに類似性を認めるのか、それとも、元の著作物の創作的な表現要素の利用があっても、両作品の全体的な表現が異なるために、表現に接する者が同一の思想・感情を表現したものと感得し得ないような場合には類似性を否定するのか、という点にあるといえる。例えば、他人の楽曲から創作的な旋律が借用されているものの、和声・リズム等の他の表現要素に大きな違いが存するために、聞き手が全く異なる印象を持つような場合に類似性を認めるべきかということである。

本研究では、著作物が「思想又は感情の創作的表現」であり、著作者の思想又は感情を表現の受け手に享受させることを目的としたものであることから、著作物の類似性は、表現の送り手である「創作者」の視点と表現の受け手である「需要者」の視点の双方から判断されるべきことを明らかにした。具体的には、「創作者」の視点から、両作品の共通部分に元の著作物の「個性」的な要素が含まれているかどうかを検討しつつ、被疑侵害作品に接する「需要者」が、元の著作物と同じ「個性」を感得できるかどうかを検討すべきであるとした。その際、被疑侵害作品に接する需要者は、著作物の構成要素を個別的、分析的に観察するのではなく、一定のまとまりのある表現を全体的に捉えてその意味内容を認識するものであることから、著作物の類似性は、需要者が意味的な関連性を認める「まとまりのある表現」を単位として行うべきことを明らかにした。このような理解は、江差追分事件最高裁判決の判断内容とも符合するものといえる。すなわち、同最判は、類似性の一般的な判断基準として直接感得性基準を定立する一方で、両作品の共通部分に表現上の創작성が認められない場合には類似性を否定すべきと判示しているが、本研究の理解によれば、後者は、創作者の視点から両作品の共通部分に元の著作物の「個性」が表れているか否かを、前者は、需要者の視点から被疑侵害作品が元の著作物と同一の「個性」を表現したものと感得できるかどうかを検討すべきことを示唆したものと理解できる。

我が国の裁判例と同種の判断手法は、アメリカ法にも見受けられる。アメリカ法では、著作物の類似性判断は、二段階のテスト（bifurcated test）を経て行われるのが一般的である（Leaffer, *Understanding Copyright Law*, p.425 (9th 2019) など参照）。第一段階は、専門家の証言に基づく分析的な検討に基づき、被告が原告の著作物を複製したかどうかを判断する。第二段階は、通常の観察者（ordinary observer or audience）の視点に基づき、全体的な外観・印象（total concept and feel）に基づき両作品が類似したものと受け止められるかどうかを判断する。この「通常の観察者テスト」は、著作権法の目的が、創作者に対し、一般公衆の利益のための創作活動へのインセンティブを与えることにあるという理解に基づくものと説明されている（*Dawson v Hinshaw Music, Inc.*, 905 F.2d 731, 733 (4th Cir. 1990) など参照）。我が国の裁判例においても、作品の構成要素の分析的な検討に加えて、作品全体から受ける印象・効果を考慮して類似性の判断が行われているが、これは、アメリカ法と同様に、被疑侵害作品が需要者にとって元の著作物と同一の鑑賞価値を有するか否かを問題とするものと捉えることができる。

また、本研究では、著作物の類似性が著作権侵害訴訟で争われることが多いことに鑑み、類似性を要件事実論の観点から整理、分析することを試みた。具体的には、著作物の類似性を規範的要件と捉えた上で、原告（著作権侵害を主張する者）は、類似性の評価根拠事実として、被疑侵害作品が自己の著作物の表現上の創작성ある部分と共通する部分を含んでいることを主張・立証し、被告（被疑侵害者）は、評価障害事実として、両作品の全体的表現の相違点を指摘し、被疑侵害作品に接する者が原告の著作物の表現上の創작성を感得できないことを主張・立証すべきであることを明らかにした。

以上の研究成果は、2015年11月28日に開催された知的財産法要件事実研究会、2015年12月5日に開催された国際著作権法学会（ALAI JAPAN）研究大会において報告し、論文に執筆して公表している（横山久芳「著作権侵害訴訟における類似性判断に係る要件事実」伊藤滋夫編『知的財産法の要件事実』112～130頁（2015年）、同「類似性と要件事実論」『国際著作権法研究（2015年度）』（2016年）45～53頁参照）。

(2) 意匠法は、意匠の類否判断を、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものと規定している（意匠法24条2項）。これは、意匠が物品の美感を高め、需要者の購買意欲を喚起し、物品の需要増大を図ることを目的としていることから、意匠の形態が異なる場合でも、需要者にとって共通の美感を奏するものと認識される限りは、意匠権の効力を及ぼすべきであるという考えに基づくものである。そして、需要者は、意匠の要部に重点を

置きつつ、意匠全体を観察して美感を感得することになるから、意匠の類否判断では、要部観察を中心としつつ、最終的には、要部以外の構成態様を含め、意匠の全体観察により、美感の共通性が判断されることになる。もっとも、このことは、意匠の類否判断が需要者の視点のみから行われることを意味しない。登録意匠の要部を認定する場合には、公知意匠を参酌して、登録意匠の新規かつ創作的な部分のみが要部と認定されるが（東京高判平成10年6月18日知的裁集30巻2号342頁〔自走式クレーン事件〕など参照）、これは、登録意匠の保護価値が新規かつ創作非容易性を備えた意匠の形態にあることに鑑み（意匠法3条参照）、意匠権の効力が公知な形態や創作容易な形態にまで及ばないようにするためのものである。すなわち、意匠の類否判断でも、登録意匠の要部認定を通して創作者の視点を取り込まれているのである。意匠の目的は、新規かつ創作非容易な形態により需要者に特有の美感をもたらす、物品の需要増大を図ることにあるため、意匠の類否判断では、創作者の視点から創作的な構成態様を特定しつつ、被疑侵害意匠が当該構成態様を共通に備えていることにより、需要者が共通の美感を奏するものと認識するか否かにより、意匠の類否が判断されることになる。このような意匠の類否判断の手法は、著作物の類似性の判断手法と一定の共通性を有するものといえる。そして、両者の共通性は、いずれも「美的表現物」であるという著作物と意匠の客体の近似性に由来するものと考えることができる。近時、意匠（応用美術）も、表現に個性が表れていれば著作物として保護すべきであるとする考え方が有力となりつつあるが（知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP事件〕など参照）、このような考え方は、著作物と意匠の創作性を同質的なものと解する立場といえるから、その類否判断も同質的なものと捉えられることになるであろう。

以上の研究成果は、論文（横山久芳「意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断に関する考察」学習院大学法学会雑誌55巻1号（2019年）233～265頁参照）において公表した。

（3）我が国の裁判例における「直接感得性」基準は、被疑侵害作品が元の著作物と同一の鑑賞価値を再現している場合に類似性を肯定するものといえる。同一の鑑賞価値を再現するということは、元の著作物の市場に影響を及ぼす可能性があるということであるから、著作権の行使を認める一応の根拠が存在するといえる。もっとも、被疑侵害作品が同一の鑑賞価値を再現するものであったとしても、パロディのように、新たに付加された表現価値に着目して、著作権の行使を否定することが望ましい場合というものも想定し得る。そこで、著作物の類似性の解釈として、被疑侵害作品に再現された元の著作物の鑑賞価値と被疑侵害作品に新たに付加された表現価値とを比較して、後者が前者に優越する場合には類似性を否定するという考え方も生じ得る。実際、ドイツ著作権法には、著作物の自由利用に関する規定があり（同法24条1項参照）、被疑侵害作品に借用された元の作品の個性的特徴が色褪せている（verblassen）場合に自由利用が認められるとされるが、被疑侵害作品から元の著作物が認識できる場合でも、被疑侵害作品が元の著作物の個性的特徴に対して内的な距離（innerer Abstand）を保っており、独立している（selbständig）とみなせるならば、なお「色褪せ」ており、自由利用が認められると解されており（Schricker/Loewenheim, Urheberrecht Kommentar, 5. Aufl., 2017, §24 Rdnr. 11）、そのような観点から、パロディについても自由利用の余地が認められている（BGH, 20.03.2003, GRUR 2003, 956-“Gies-Adler”など参照）。しかし、元の著作物の鑑賞価値が被疑侵害作品に再現されている以上、新たな表現が付加されたというだけで著作権の行使を否定することは、作者の創作のインセンティブを害することになりかねないし、そもそも表現価値の優劣を客観的に判断する基準が存在しない以上、表現価値の衡量のみで著作権侵害の成否を適切に判断することは困難と思われる。パロディ等、元の著作物の表現を利用しつつ新たに創作された表現については、アメリカ著作権法のフェアユース規定（同法107条）が示すように、元の著作物の性質や元の著作物を利用する必要性、元の著作物の市場に与える影響等の様々な事情を総合的に考慮して決定されるべきであり、そのような多面的な利益衡量の場としては、類似性よりも、権利制限が適していると思われる。著作物の類似性の判断は、元の著作物の鑑賞価値の利用があるか否かを定型的に判断するものと理解した上で、著作物の鑑賞価値の利用がある場合になお著作権侵害を否定すべき場合としてどのような場合があるのかを、パロディの問題を中心に具体的に検討していくことが重要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 91-8
2. 論文標題 A Iに関する著作権法・特許法上の諸問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 50-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横山 久芳	4. 巻 55-1
2. 論文標題 意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断に関する考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 学習院大学 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 233-265
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横山 久芳	4. 巻 54-1
2. 論文標題 複数の主体が発明の実施に関与した場合の侵害主体の認定に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 学習院大学 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 3-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横山久芳	4. 巻 81
2. 論文標題 判例研究 コメダ珈琲事件 店舗デザインの不正競争防止法2条1項1号による保護[東京地裁平成28.12.19決定]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 74-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 241
2. 論文標題 判例評釈 自動公衆送信の主体[最三小判平成23.1.18]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト(メディア判例百選[第2版])	6. 最初と最後の頁 192-193
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 242
2. 論文標題 判例評釈 編集著作物の類似性[知財高裁平成25.4.18]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト(著作権判例百選[第6版])	6. 最初と最後の頁 98-99
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 21
2. 論文標題 著名商標と比較広告	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊パテント	6. 最初と最後の頁 149-160
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 153-5
2. 論文標題 商標の類否判断の基準と手法(1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 615-631
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 153-6
2. 論文標題 商標の類否判断の基準と手法(2)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 929 - 949
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 53-2
2. 論文標題 店舗デザインの法的保護の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 63-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 -
2. 論文標題 類似性と要件事実論	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国際著作権法研究	6. 最初と最後の頁 45-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 -
2. 論文標題 〔判例評釈〕類似性 - ゲーム	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト著作権判例百選(第5版)	6. 最初と最後の頁 122-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山久芳	4. 巻 39
2. 論文標題 職務上作成される創作物の権利の帰属について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本工業所有権法学会	6. 最初と最後の頁 185-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山 久芳	4. 巻 14
2. 論文標題 著作権侵害訴訟における類似性判断に係る要件事実	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法科大学院要件事実教育研究所報	6. 最初と最後の頁 112-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山 久芳	4. 巻 19
2. 論文標題 実用品それ自体からなる応用美術について著作物性が認められた事例〔TRIPP TRAPP事件〕	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 IPマネジメントレビュー	6. 最初と最後の頁 26-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 横山 久芳
2. 発表標題 シンポジウム 意匠法改正の検討 「趣旨説明・総論」
3. 学会等名 日本工業所有権法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 横山 久芳
2. 発表標題 著作権侵害訴訟における類似性判断に係る要件事実
3. 学会等名 知的財産法要件事実研究会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 横山 久芳
2. 発表標題 類似性と要件事実
3. 学会等名 ALAI JAPAN(日本国際著作権法学会)
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 島並良 = 上野達弘 = 横山久芳(共著)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 15-77, 203-236, 237-283
3. 書名 著作権法入門(第2版)	

1. 著者名 中山信弘 = 金子敏哉編(共著)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 337-373
3. 書名 しなやかな著作権制度に向けて - コンテンツと著作権法の役割	

1. 著者名 横山久芳他	4. 発行年 2015年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 1087(563-588)
3. 書名 中山信弘先生古稀記念論文集 はばたき - 21世紀の知的財産法(うち、横山久芳「著作権法における応用美術の保護のあり方」)	

1. 著者名 横山 久芳他	4. 発行年 2015年
2. 出版社 発明推進協会	5. 総ページ数 1376(1093-1112)
3. 書名 飯村敏明先生退官記念論文集 現代知的財産法 実務と課題(うち、横山久芳「共同著作の成立要件」)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----